

凡　例

1. 本目録には、和歌山県の「松宮太郎兵衛家文書」（和歌山県有田郡湯浅町）、「野原茂八家文書」（有田郡広町）、「中川悦治家文書」（日高郡衣奈村）、「湊漁業組合長家文書」（田辺市湊）、「堅田漁業協同組合文書」（西牟婁郡西富田村）、「中漁業協同組合文書」（西牟婁郡西富田村）の史料を収録した。史料は戦間もない1949年～55年にかけての時期に、水産庁の委託を受けた財団法人日本常民文化研究所（前身はアチックミューゼアム）が全国の漁村史料を調査した際収集したものであり、水産資料館時代に整理が行われ保管し続けてきたものである。その後、委託事業の終了とともに水産庁水産資料館にそのまま保管され、この資料館の廃止とともに水産庁中央水産研究所の管理下に移管された。文書名は水産資料館時代の旧整理時（1974～1979年）の銘によるものでそれを踏襲している。現在は「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所所蔵古文書」として保管されている。
2. 目録の番号は、基本的には旧整理（1974年度水産資料整備委託事業）に付された整理番号を踏襲した。
3. 目録番号の原則の詳細は次の通りである。
 - (1) 目録番号は通し番号方式ではなく枝番号方式を採用している。
 - (2) 標題や目録の内容については、すべて原文書より新たにとり直した。
 - (3) 旧整理の際、同一の封筒に収納された複数文書や包紙、綴状の文書についても1点ずつ目録をとり直した。それらは、目録番号の下に枝番号を付けて配置した。
 - (4) 保管史料中の挟み込み文書、貼付文書、括り付け文書などは、作成時・作成者・文書内容などが独立していると判断された場合は、別個の史料として枝番号を付け目録をとった。
 - (5) 綴りの文書1点1点にも枝番号を付し整理した。また、必要に応じて綴のトップ行に（ ）を付し文書の概略を記し、綴の年代は、原則として綴じ込まれている文書のうち最も古いものを以て代表させた。
4. 目録の記入の形式は次の通りである。
 - (1) 目録番号（3桁・枝番号方式）、年号（和暦）、西暦、干支、閏、月、日、標題、作成、宛名、形態、数量、備考の順に収録している。
 - (2) 年号（作成日）は和暦と西暦を並記しているが、推定年の場合は、和暦に「（ ）」を付した。また、史料が「写」の場合は、必要に応じて原文書の作成日付

を以て作成日とした。

(3) 「標題」欄の記入は、原則的には次の通りである。

①史料 1 点ごとの標題は、文書に記入された文言を出来得る限り生かし、そのまま表記することを基本とした。

②() 内には内容を簡略に示した。

③標題のない史料については、内容のみ()を付して略記した。

(4) 「作成者」及び「宛名」欄の表記は、原則的に次の通りである。

①作成者や宛名が複数の場合には、その間を「,」で区切った。

②作成者印は形態に基づき(印)、[印]と表記した。

(5) 「形態」欄は、現在の状態に基づき以下の通りとした。

竪紙・折紙・切紙・継紙・切継紙・縦帳・横帳・横半帳・単票(主として印刷物)・帳面・綴・仮綴・便箋・葉書・封筒・新聞・書籍・鋪・拓本・その他

(6) 欠損文字については、字数が明らかなものは□で、不明のものは□で表示した。

(7) 文字は常用漢字を基本としているが適宜旧字も用いている。

(8) 原則として史料中の人物名は敬称を略した。

5. 目録中に、参考史料として示した地図や住所は採訪時のものを記載している。

6. 本文書の整理、本目録の作成は下記の者が担当した。(順不同 敬称略)

織田洋行、萬井良大、相原隆一、越智信也

安室 知、前田禎彦